

西京桂坂地区計画

(桂坂もみのき地区)

【区域の整備・開発及び保全の方針】

○地区計画の目標

西京桂坂は、西京区の西山丘陵に位置し、現在、広域機能をあわせもつ良好な住宅地として、住宅団地の開発が進められています。周辺の自然環境と調和のとれた計画的で良好な居住環境の形成・誘導を図ることを本地区の地区計画の目標とします。

○土地利用の方針

低層の住宅地を主体とした土地利用を図るとともに、地区内外の利便に供し、かつ、環境の魅力を高める公共公益施設等を配置します。

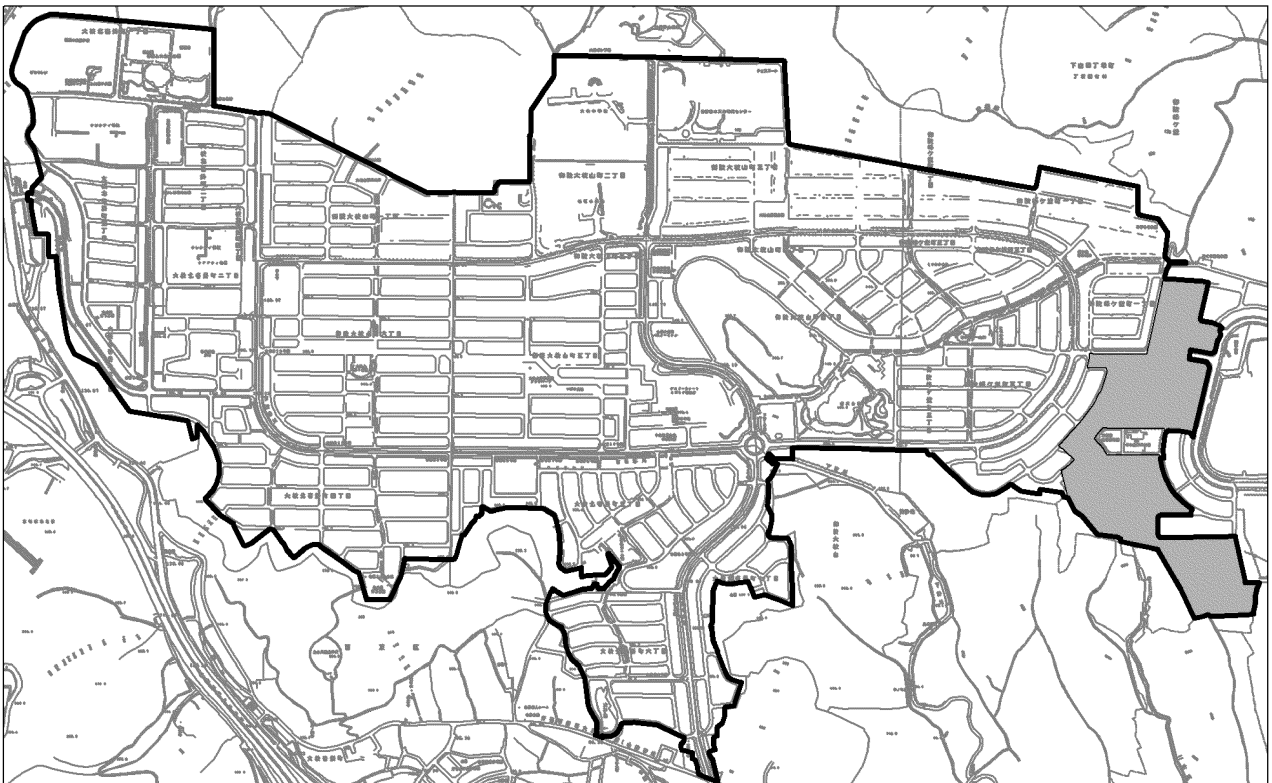
○地区施設の整備方針

地区内には、幹線道路、補助幹線道路及び近隣公園を整備し、区画道路、児童公園については、コミュニティの形成を考慮して適正な配置を行い、整備を図ります。

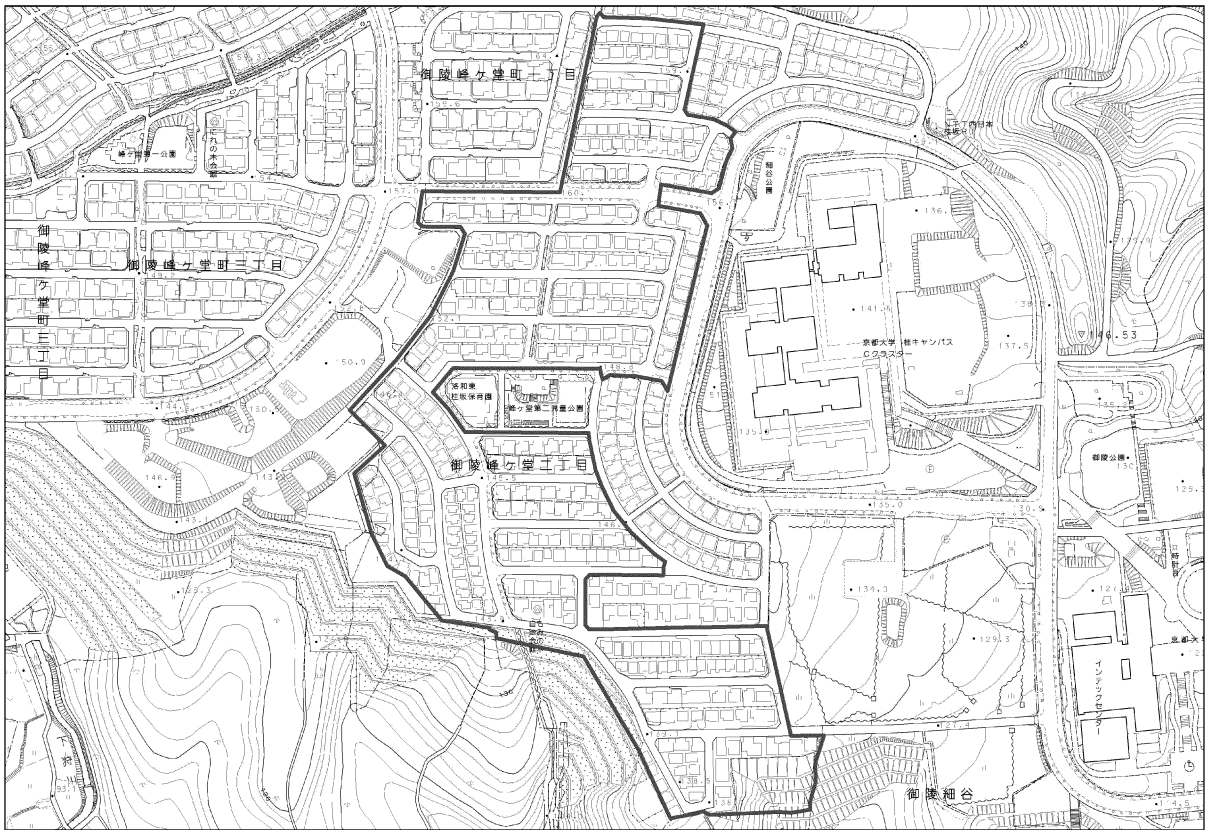
○建築物等の整備方針

低層住宅地として良好な居住環境の形成・誘導を図ります。

【地区計画の区域】



【地区整備計画】桂坂もみのき地区



建築物等の用途の制限

次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。

- 1 一戸建専用住宅
- 2 建築基準法施行令第130条の3の各号に定める兼用住宅
- 3 診療所（住宅を兼ねるものを含む。）
- 4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物
- 5 集会所
- 6 前各号に掲げる建築物に附属する建築物（建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。）

建築物の敷地面積の最低限度 110㎡

お問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488

TEL (075) 222-3505